

【知事の指示事項】

10月25日の大雨により亡くなられた方は11名に上り、また、床上、床下浸水など住家への被害は2,600棟を超えた。

台風15号から先月25日の大雨までの一連の災害により、県内では、膨大な数の住宅損壊や、広範囲で長期にわたる停電と通信遮断や断水、更には河川の越水により生じた浸水や土砂災害など、これまでにない甚大な被害が発生した。

また、農林水産業の被害額では、台風災害としては過去最大級となっており、本県経済の成長を支える中小企業においても大きな被害が発生するなど、産業活動にも極めて深刻な影響を及ぼしている。

現在、県民の方々の不安を一刻も早く払しょくするため、復旧・復興に向けた取組を実施しているところであるが、引き続き、本日策定した「千葉県災害復旧・復興に関する指針」に基づき、総合的かつ計画的に取組の推進を図っていく必要がある。

そこで、以下のとおり指示する。

- 1 本指針に基づき、被災者の生活再建及び産業の再生、さらなる地域の振興を、一日でも早く実現するため、国や関係機関等と連携し、オール千葉で取り組んでいくこと。
- 2 本指針については、今後も、市町村や県民の方々の声を伺い、地域に寄り添いながら、内容の充実を図っていくこと。

本指針が策定されたことにより、今後、復旧・復興に向けた取組が、復旧・復興本部において、本格的に進められることから、本日をもって、千葉県災害対策本部を廃止する。

なお、県内にはいまだ避難所が設置されており、引き続き防災部局及び関係部局において、被災者の生活再建に向けた支援に当たること。

国及び関係機関の皆様におかれては、台風15号による被災以来、多大なご支援をいただきました。心から感謝を申し上げますとともに、引き続きご支援をお願いいたします。